

## キャッシュカード（ローン兼用）規定

### 第1条（カードの発行）

キャッシュカード（ローン兼用）（以下「ローンカード」という。）は、本人に対し1枚発行します。

### 第2条（カードの利用）

カードローン取引および普通預金取引（総合口座取引の普通預金を含む。以下同じ。）について発行したローンカードは、次の場合に利用することができます。

1. 当行の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下「預金機」という。）を使用して、当座貸越金（以下「貸越金」という。）の返済または預金の預入れをする場合。
2. 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関（以下「提携先」という。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下「支払機」という。）を使用して、貸越金の借入れまたは預金の払戻しをする場合。
3. 当行および提携先の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含む。以下「振込機」という。）を使用して、貸越金の借入れまたは預金の払戻しをし、その貸越金または払戻金を振込資金として振込を依頼する場合。ただし、提携先の振込機によっては、ローンカードにより、振込をすることができない場合もあります。
4. その他当行が定めた取引を行う場合。

### 第3条（預金機による貸越金の返済または預金の預入れ）

- ① 預金機を使用して貸越金を返済または預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にローンカードまたは通帳を挿入し、預金を投入して操作してください。
- ② 預金機による貸越金の返済または預金の預入れは、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの返済または預入れは、当行所定の枚数の範囲内とします。

### 第4条（支払機による貸越金の借入れまたは預金の払戻し）

- ① 支払機を使用して、貸越金の借入れまたは預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にローンカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、当座貸越兼普通預金払戻請求書または通帳および普通預金払戻請求書の提出は必要ありません。
- ② 支払機による貸越金の借入れまたは預金の払戻しは、支払機の機種により当行（提携先の支払機を使用の場合は、その提携先）が定めた金額単位とし、1回あたりの貸越金の借入れまたは預金の払戻しは、当行（提携先の支払機を使用の場合は、その提携先）が定めた金額の範囲内とします。
- ③ 支払機により、貸越金の借入れまたは預金の払戻しをする場合に、貸越金の借入金額または預金の払戻金額と後記第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が、貸越金として借入れすることのできる金額または預金から払戻しすることのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）

をこえるときは、その借入れまたは払戻しはできません。

#### 第5条（振込機による振込）

振込機を使用して振込資金を、カードローン口座からの振替により借入れまたは預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にローンカードを挿入し、届出の暗証その他所定の事項を正確に入力してください。この場合における貸越金の借入れまたは預金の払戻しについては、当座貸越兼普通預金払戻請求書または通帳および普通預金払戻請求書の提出は必要ありません。

#### 第6条（支払機利用手数料）

- ①支払機を使用して、貸越金の借入れまたは預金を払戻す場合には、当行および提携先所定の支払機利用に関する手数料（以下「支払機利用手数料」という。）をいただきます。
- ②支払機利用手数料は、貸越金の借入れ時または預金の払戻し時に、当座貸越兼普通預金払戻請求書または通帳および普通預金払戻請求書なしで、貸越金の借入れの場合にはそのカードローン口座にて自動的に貸越を行ったうえ支払うものとし、預金の払戻しの場合にはその預金口座から自動的に引落しのうえ支払うものとします。なお提携先の支払機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

#### 第7条（代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込）

- ①代理人（同居の成年親族1名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振込をする場合は、本人から代理人の氏名を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。ただし、代理人カードでは、普通預金取引のみ行えます。
- ②代理人カードの利用については、カードローン取引に関する事項を除き、この規定を適用します。

#### 第8条（預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い）

- ①停電、故障等による預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行国内本支店の窓口でローンカードにより貸越金の返済または預金の預入れをすることができます。
- ②停電、故障等により当行の支払機が停止し、その取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が定めた金額を限度として、当行国内本支店の窓口でローンカードにより貸越金の借入れまたは預金を払戻すことができます。なお、提携先の窓口ではこの取扱いはできません。
- ③前項による貸越金の借入れまたは預金の払戻しを受けた場合には、当行所定の当座貸越兼普通預金払戻請求書または普通預金払戻請求書に住所、氏名、電話番号、金額を記入のうえ、ローンカードとともに提出してください。
- ④停電、故障等により当行の振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を行うことができます。

#### 第9条（ローンカードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入）

ローンカードにより預入れた金額、払戻した金額（振込資金として払戻した金額を含む。以下同じ。）、支払機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の預金機、振込機および通帳記入機で使用されたとき、または当行国内本支店の窓口提出されたときに行います。また、窓口でローンカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、払戻した金額と支払機利用手数料金額、振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。

#### 第10条（ローンカードの紛失、届出事項の変更等）

- ①ローンカードを失った場合には、直ちに本人から書面によってローンカード発行店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにローンカードによる貸越金の借入れおよび預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ②前項の届出の前に、ローンカードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によってローンカード発行店に届出てください。
- ③氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によってローンカード発行店に届出てください。なお、暗証の変更届出については、書面に代えて預金機でも手続きができます。この場合、ローンカードの普通預金取引側で普通預金取引の暗証変更の操作をすることによりカードローン取引側の暗証も同時に変更されます。なお、カードローン取引側からの暗証変更はできません。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ④ローンカードを失った場合のローンカードの再発行は、当行所定の手続きをした後にを行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- ⑤ローンカードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をお支払いいただきます。

#### 第 11 条（暗証照合等）

当行がローンカードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたローンカードを当行が交付したのものとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して貸越金の貸出または預金の払戻しを行ったうえは、ローンカードまたは暗証につき、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携先は責任を負いません。ただし、この貸出または払戻しが偽造カードによるものであり、ローンカードおよび暗証の管理について、借主または預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。

#### 第 12 条（支払機・振込機への誤入力等）

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額・口座番号等の誤操作により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機・振込機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

#### 第 13 条（ローンカードの有効期間）

- ①ローンカードの有効期間は、カードローン取引規定に定めた貸越取引期間と同一とします。ただし、この取引期間が延長された場合は、ローンカードの有効期間も同期間延長されるものとします。
- ②カードローン取引が解約または期間満了により終了した場合には、使用中のローンカードは以後、無効とします。
- ③満 65 歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日に貸越元利金がないことにより、またはその期間終了日以降貸越元利金を完済したことにより、カードローン取引が終了した場合は、前項の規定にかかわらず、このローンカードで普通預金取引のみ行えるものとします。

#### 第 14 条（解約等）

- ①前条第 3 項の場合を除き、預金口座を解約する場合、またはローンカードの利用を取りやめる場合、もしくはカードローン取引が終了した場合には、そのローンカードをローンカード発行店に返却してください。なお、当行普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- ②ローンカードの改ざん、不正使用など当行がローンカードの利用を不相当と認めた場

合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにローンカードをローンカード発行店に返却してください。

③次の場合には、ローンカードの利用を停止することがあります。この場合、ローンカード発行店の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

1. 第 18 条に定める規定に違反した場合。
2. 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合。

#### 第 15 条（暗証の管理、ローンカードの保管等）

①ローンカードは他人に使用されないように保管してください。また、暗証は他人に知られないように十分注意してください。なお、当行の行員などが電話等でローンカードの暗証を尋ねることはありません。不審な場合には、直ちにローンカード発行店に申し出てください。

②ローンカードは、折り曲げたり、テレビの上など強い磁気のあるところには置かないでください。

#### 第 16 条（1 日の預金払戻限度額）

①支払機を使用して預金の払戻しをする場合の「1 日あたりの現金払戻限度額」は、使用する支払機が当行の支払機であるか提携先の支払機であるかにかかわらず、「200 万円」といたします。

②提携先の振込機を使用して振込資金を、預金口座からの振替により払戻し、振込をする場合の払戻限度額は、前項の払戻限度額に含まれます。また、デビットカードをご利用された場合、その引落金額も前項の払戻限度額に含まれます。

③当行の振込機を使用して振込資金を、預金口座からの振替により払戻し、振込をする場合の「1 日あたりの払戻限度額」は、第 1 項および前項の払戻金額・引落金額と合算で「500 万円」といたします。

#### 第 17 条（1 日の貸越金借入限度額）

①支払機を使用して貸越金の借入れをする場合の「1 日あたりの現金借入限度額」は、使用する支払機が当行の支払機であるか提携先の支払機であるかにかかわらず「200 万円」といたします。ただし、カードローン取引による当座貸越につき「200 万円」未満の貸越極度額が定められている場合には、貸越極度額を「1 日あたりの現金借入限度額」とします。

②提携先の振込機を使用して振込資金を、カードローン口座からの振替により借入れ、振込をする場合の借入限度額は、前項の借入限度額に含まれます。

③当行の振込機を使用して振込資金を、カードローン口座からの振替により借入れ、振込をする場合の「1 日あたりの借入限度額」は、第 1 項および前項の借入金額と合算で「500 万円」といたします。ただし、カードローン取引による当座貸越につき「500 万円」未満の貸越極度額が定められている場合には、貸越極度額を「1 日あたりの借入限度額」とします。

#### 第 18 条（譲渡、質入れ等の禁止）

ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

#### 第 19 条（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、カードローン取引規定および振込規定により取扱います。

以 上

※最新の規定は、当行ホームページまたは店頭でご確認ください。